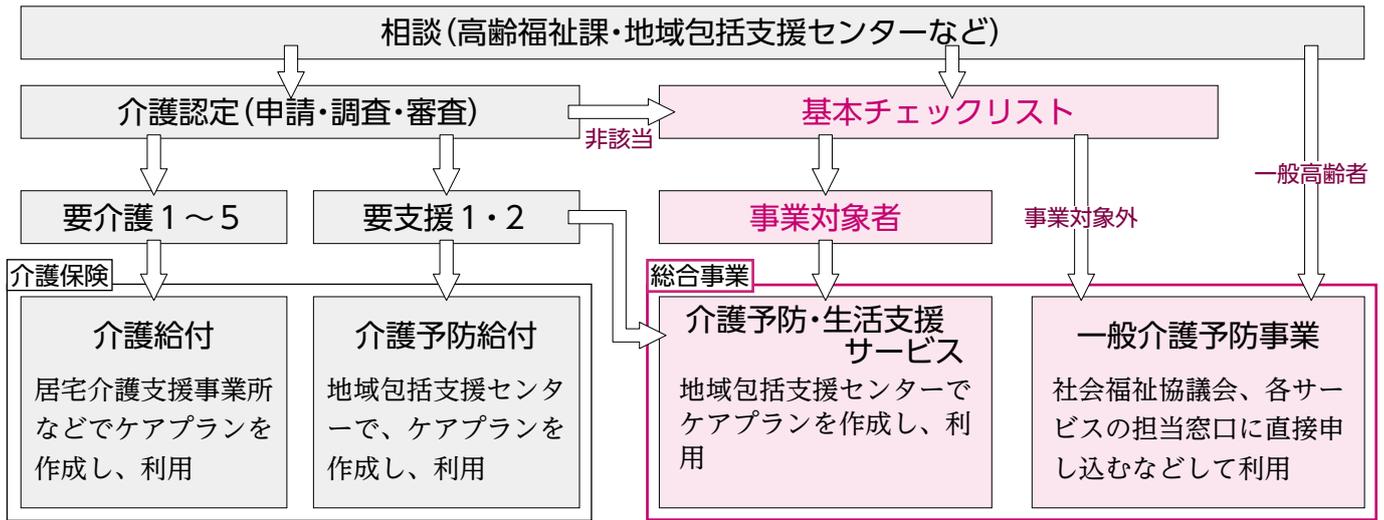


## 利用までの流れ

総合事業が開始となるにあたり、「要介護1～5」、「要支援1・2」という今までの利用区分に加え、「事業対象者」という新たな利用区分ができます。「事業対象者」とは、基本チェックリストを行い、生活機能に低下が見られると判断された人のことを指します。

まずは、「要介護1～5」、「要支援1・2」、「事業対象者」のどの区分に該当するのかの確認が必要となりますので、お近くの窓口までお気軽にご相談ください。その方の状態に応じ、介護認定申請や基本チェックリストなどを行います。その後、結果に応じてサービス提供窓口をご案内いたします。



## まずはご相談ください

総合事業の開始にともない、現行のサービス内容が一部変更になる場合もございますので、サービス利用のことで何かわからないところがあれば、高齢福祉課または地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

訪問でのご相談も行っています。お気軽にお問い合わせください。



地域包括支援センター職員

### 相談窓口

高齢福祉課

☎826-1111 内線2500

地域包括支援センターうらら

☎824-0332

## 土浦市シルバー人材センターで

### 総合事業向けの家事援助サービスがはじまります！

総合事業では、「住民参加による支え合いの地域づくり」が目的の1つとなっています。

市では、住民参加によるサービスの1つとして、4月から土浦市シルバー人材センターによる訪問型サービスを開始します。シルバー人材センター会員が要支援1・2の方、総合事業の事業対象者のお宅を訪問し、家事援助サービス（掃除・買い物・調理など）を提供します。

1回60分までで、利用料は一律100円です。

平成29年4月より

# 介護予防・日常生活支援総合事業が

# 新たに始まります

☎高齡福祉課(☎821-1111 内線2500)

現在、日本はこれまでにない急速な高齢化に直面しており、土浦市もまた例外ではありません。今後ますます加速する高齢者の増加と生産人口の減少のなかで、持続可能な医療や介護の枠組作りが社会全体での課題となっています。

土浦市では、今年の4月から「**介護予防・日常生活支援総合事業**」(総合事業)が始まります。この事業は、介護ニーズの増加と、担い手の減少に早い段階から対応していくためのものです。

年齢を重ねても、いつまでも住み慣れた土地で安心して暮らしていくためには、高齢者の方々自身が、社会での「役割」や「いきがい」をもつことが大切です。土浦市では、高齢者の方だけでなく、それを支える若い世代も安心して暮らしていける、そんな支えあいの「地域づくり」を目指しています。



高齡福祉課職員

## Q.総合事業ってなんですか？

### A.65歳以上のすべての方を対象とした

福祉制度の新しい仕組みです。

総合事業は2つの事業に分けられます。それが、**介護予防・生活支援事業**と**一般介護予防事業**です。

介護予防・生活支援事業では、これまで介護保険で要支援1・2の認定を受けていた方が利用していた訪問型のサービスや通所型のサービスを、65歳以上で、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人であれば利用できるようになります。

また、65歳以上の全ての方が一般介護予防事業を受けることができます。

### 総合事業

#### 介護予防・生活支援事業

【対象者】 要支援1・2の人および基本チェックリストで「事業対象者」と認められた人。

【サービスの種類】 訪問介護、通所介護など

#### 一般介護予防事業

【対象者】 65歳以上のすべての人

【サービスの種類】 「楽しく運動講座」、「健康増進フォロー教室」、「シニアカレッジ」など

## Q.現在要支援2です。サービスが使えなくなりますか？

### A.今までどおり利用できます。

要支援1・2の認定を受けている人への予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルパー)、通所介護(デイサービス)は総合事業の「**介護予防・生活支援サービス**」に移行となりますが、現在ご利用中の方は、そのまま継続してサービスを受けることができます。

訪問看護や福祉用具貸与については、今までどおり介護予防給付でのサービス提供となります。

また、現在一次予防サービス、二次予防サービスを利用されている方についても、総合事業の**一般介護予防事業**へ移行となります。

